

山梨県公報

号外第十七号

平成三十年

三月三十一日

土曜日

目次

規則

○山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第十三号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の四第一項、第三項及び第四項中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に改める。

第二十二條の五第一項中「第五十八條第五項」を「第五十八條第六項」に改める。

第五十三号様式中「第58條第4項」を「第58條第5項」に

耐震基準適合既
(予定)年月日

耐震基準適合既存住宅等の取得
(予定)年月日

耐震基準不適合既存住宅の建築
年月日

住宅等の取得 年 月 日 を

耐震基準不適合既存住宅の取得
(予定)年月日

耐震基準不適合既存住宅の耐震
改修の完了(予定)年月日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

に改める。

第五十四号様式中「第58條第5項」を「第58條第6項」に

耐震基準適合既
年月日

耐震基準適合既存住宅等の取得
年月日

存住宅等の取得	年 月 日
---------	-------

を

耐震基準不適合既存住宅の建築年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の完了年月日	年 月 日

年 月 日
年 月 日
年 月 日

に改める。

耐震基準適合既存住宅等の取得 第五十五号様式中 予定年月日	年 月 日
-------------------------------------	-------

耐震基準適合既存住宅等の取得 予定年月日	年 月 日
-------------------------	-------

を

耐震基準不適合既存住宅の建築年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の取得(予定)年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の完了(予定)年月日	年 月 日

に改める。

耐震基準適合既存住宅等の取得 第六十六号様式中 年月日	年 月 日
-----------------------------------	-------

耐震基準適合既存住宅等の取得年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の建築年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の完了年月日	年 月 日

に改める。

第百五十七号様式から第百五十九号様式までを次のように改める。

第157号様式（附則第8項関係）

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地
の取得に対して課する不動産取得税の減額申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）
氏名（名称） 印
個人番号（法人番号）

山梨県県税条例附則第10条の2第4項及び第6項の規定による減額を受けたい
ので、次のとおり申告します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m ²
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了年月日		年 月 日	
改修工事対象住宅用地	所在		地番	
	地目		地積	m ²
	取得年月日		年 月 日	
課税年度	年度	通知書番号		
税額	円	減額を受けようとする額	円	

第158号様式（附則第9項関係）

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地
の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）
氏名（名称） 印
個人番号（法人番号）

山梨県県税条例附則第10条の2第4項及び第6項の規定による減額並びに同条第5項及び第7項において準用する同条例第60条第1項の規定による徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m ²
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了予定年月日		年 月 日	
改修工事対象住宅用地	所在		地番	
	地目		地積	m ²
	取得年月日		年 月 日	
備考				

第159号様式（附則第10項関係）

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地
の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）
氏名（名称） 印
個人番号（法人番号）

山梨県県税条例附則第10条の2第5項及び第7項において準用する同条例第62条第1項の規定による還付を受けたいので、次のとおり申請します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m ²
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了年月日		年 月 日	
改修工事対象住宅用地	所在		地番	
	地目		地積	m ²
	取得年月日		年 月 日	
課税年度	年度	通知書番号		
既に納付した税額	円	納付年月日	年 月 日	
減額後の税額	円	還付を受けようとする額	円	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。